

一連の報道につきまして

先日来、当社元社員が不当に懲戒解雇されたとして東京地方裁判所に仮処分を申し立てたとの一連の報道がありました。当社において東京地方裁判所より仮処分命令申立書を受領いたしました。

当該元社員の懲戒解雇は、当社就業規則で禁止する二重就業に該当する事実等が認められたためであり、当社としては、正当なものだと考えております。

今後は、裁判の手続きを通じて当社の主張を明らかにしてまいります。

2018年4月9日

株式会社パルコ